

自衛消防業務講習の受託元が（一財）日本消防設備安全センターへ  
変更になることから「受講申請方法」が変わります

講習課

【自衛消防業務講習】

多数の人が利用する大規模・高層建物には、災害時の応急対策を円滑に行い建物利用者の安全を確保するため、自衛消防組織の設置が義務付けられており、その組織を統括する統括管理者と本部隊の班長は、自衛消防組織の業務に関する講習の修了者でなければなりません。

当協会では、自衛消防業務講習（新規・再）を実施しておりますが、令和7年度から、受託元が（一財）日本消防設備安全センターに変わることから、講習の詳細については日本消防設備安全センターのホームページをご確認願います。これに伴い、受講申請方法がFAXによる申請から当協会ホームページでのWEB申請に変更となります。

具体的な申請方法は次の通りです。

